

# 選挙公営の手引

選挙運動用自動車の使用  
選挙運動用ビラの作成  
選挙運動用ポスターの作成

令和8年3月 改正

小林市選挙管理委員会

TEL 23-1143

# はじめに

この手引は、候補者の選挙運動費用の一部を『小林市議会議員及び小林市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例』の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な用紙を示したものです。

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 選挙公営制度とは            | 1  |
| 1. 公費負担の対象となる候補者の条件 | 1  |
| 2. 公費負担の範囲          | 2  |
| 3. 公費負担限度額          | 2  |
| 4. 公費負担の手続き         | 3  |
| 5. 公費負担手続きの流れ       |    |
| 選挙運動用自動車の使用料        | 5  |
| 選挙運動用ビラの作成料         | 8  |
| 選挙運動用ポスターの作成料       | 10 |
| 選挙公営制度の手続 フローチャート   | 12 |
| 関係様式の記載例（別冊）        |    |

# 選挙公営制度とは

この制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、候補者の選挙運動費用の一部を「小林市議会議員及び小林市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に要した経費の一部を公費により支払う制度です。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、以下の記載内容により間違いのないよう手続をしてください。

## 公費負担についての注意

近年、公費負担の請求に際し下記のような請求がなされ、住民監査請求や訴訟となった事例があります。請求に当たっては、実績に基づき適正に行っていただきますようお願いいたします。

(事例)

- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に選挙運動期間外で使用した車の燃料代が算入されていた。
- ・選挙運動用自動車の燃料代請求に事務関係者が使用した選挙運動用自動車以外の車の燃料代が算入されていた。
- ・本来作成に要した費用以上の額でポスター作成費の請求が行われていた。  
→作成枚数が限度枚数以上、作成単価の水増し請求、ポスター作成以外の費用を含んだ請求など

## 1. 公費負担の対象となる候補者の条件

公費負担を受けるには、供託物没収点以上の得票を得た候補者です。供託物没収者については、公費負担はなく、費用の全てが自己負担となります。

- 市長選挙 (参考：供託金の額 市長候補者：100万円)

$$\text{供託物の没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

- 市議会議員選挙 (参考：供託金の額 市議会議員候補者：30万円)

$$\text{供託物の没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員の定数}} \times \frac{1}{10}$$

★開票日の翌日、選挙管理委員会に照会いただければ確認できます。

## 2. 公費負担の範囲

選挙公営制度により公費で負担する金額には、一定の限度額が定められています。この限度額を上回る金額は、候補者個人が支払うことになります。

## 3. 公費負担限度額

| 区 分         |                                    | 公費負担の対象                                | 公費負担の限度額(税込)   | 備考           |
|-------------|------------------------------------|--|--|--------------|
| 選挙運動用自動車の使用 | ①一般旅客運送事業者との契約<br>(ハイヤー、タクシーの借上げ)  | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額<br>(1日1台に限る) | 451,500円<br>(1日64,500円×7日)   | ①の契約と②の契約は選択 |
|             | ② 自動車の借入れ契約<br>(レンタル、個人、会社等からの借上げ) | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額<br>(1日1台に限る) | 112,700円<br>(1日16,100円×7日)   |              |
|             | ①以外の契約<br>燃料供給契約                   | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金                     | 53,900円<br>(1日7,700円×7日)   |              |
|             | ①以外の契約<br>運転手雇用の契約                 | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額<br>(1日1台に限る) | 87,500円<br>(1日12,500円×7日)  |              |
| 選挙運動用ビラ作成   |                                    | 選挙運動用ビラの1枚あたりの単価に作成枚数を乗じた金額            | [市長] 134,080円<br>(8円38銭×16,000枚)<br><br>[市議] 33,520円<br>(8円38銭×4,000枚) |              |
| 選挙運動用ポスター作成 |                                    | 選挙運動用ポスターの1枚あたりの単価に作成単価を乗じた金額          | 上限単価 1,822円(ア)<br>上限枚数 256枚(イ)<br>限度額 466,432円(ウ)<br>※計算式は【別掲】のとおり     |              |

### 【別掲】ポスター作成の公費負担限度額

(ア) 作成単価の限度額

(ポスター掲示場数[256箇所]×586円88銭+316,250円)÷ポスター掲示場数[256箇所]

(イ) 作成枚数の限度 ポスター掲示場数 [256箇所] 256枚

(ウ) 支払金額の限度額 上記アの単価×上記イの枚数=466,432円

## 4. 公費負担の手続

公費で負担する分の金額については、小林市選挙管理委員会（以下、「市選管」という。）から契約業者等に直接支払いますので、候補者は所定の手続きを定められた期限内に行ってください。

公費負担の対象となるのは、各契約に基づき選挙運動期間中（立候補の届出日から選挙期日の前日まで）に使用したものに限り、（最長7日間）

### （1）契約締結の届出

候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、その旨を直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、契約書の写しを添えて市選管に届け出なければなりません。

### （2）確認申請

契約のうち、「燃料の供給」、「ビラの作成」及び「ポスターの作成」については、確認申請を行わなければなりません。

#### ア 申請の時期

【燃料】については、全ての燃料の供給が終わった後に、【ビラ】、【ポスター】については、印刷が終了した後に、契約の相手ごとにそれぞれ申請してください。複数の業者との契約の場合には、それぞれ申請してください。

#### イ 届出先

市選管に直接持参してください。

#### ウ 確認書の交付

申請に基づき市選管から「確認書」を交付しますので、直ちに契約業者等に提出してください。

この「確認書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### （3）使用（作成）証明書の交付

候補者が公費負担の適用を受けるには、契約を締結した業者等ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、有償契約を締結した当該業者等に各1部を交付しなければなりません。

この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

※使用（作成）完了日の翌日（4月20日）以降に提出してください。

#### (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、市選管が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

##### ア 請求書の提出の際の注意

- ・請求書は契約書ごとに作成し、必要書類を添付(下記一覧参照)の上提出してください。
- ・支払方法は口座振込みで行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

##### イ 請求書の提出先

〒886-8501 小林市細野300番地 小林市選挙管理委員会

TEL 0984-23-1143 FAX 0984-23-7510

##### ウ 請求先の宛名

「小林市長」宛 でお願ひします。

##### エ 請求期限

請求書と添付書類を揃えた上で、5月1日(金)までに提出してください。

#### 請求する際に必要な提出書類

| 区 分         |                       | 提出書類  |
|-------------|-----------------------|---|
| 選挙運動用自動車の使用 | 一般旅客運送事業者との契約による場合    | 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】<br>請求内訳書 【別紙1】<br>選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】   |
|             | 上記以外の契約の場合<br>自動車の借入れ | 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】<br>請求内訳書 【別紙2】<br>選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】   |
|             | 燃料代                   | 請求書(選挙運動用自動車の使用:燃料代) 【様式第7号(その1)】<br>請求内訳書 【別紙3】<br>選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】<br>自動車燃料代確認書 【様式第3号(その1)】<br>給油伝票の写し |
|             | 運転手の報酬                | 請求書(選挙運動用自動車の使用:運転手) 【様式第7号(その1)】<br>請求内訳書 【別紙4】<br>選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】                                     |
| 選挙運動用ビラ作成   |                       | 請求書 【様式第7号(その2)】<br>請求内訳書 【別紙5】<br>ビラ作成証明書 【様式第5号】<br>ビラ作成枚数確認書 【様式第3号(その2)】  |
| 選挙運動用ポスター作成 |                       | 請求書 【様式第7号(その3)】<br>請求内訳書 【別紙6】<br>ポスター作成証明書 【様式第6号】<br>ポスター作成枚数確認書 【様式第3号(その3)】  |

## 5. 公費負担手続きの流れ

＜選挙運動用自動車の使用料＞ 選挙運動用自動車の使用の契約には2つの方法があります。

(1) 一般乗用旅客自動車運送業者との契約 [ハイヤー、タクシー方式] の場合

◎ 燃料、運転手を併せて自動車を借り上げるとき

| 手続きの順序    | 関係書類   | 内容説明  | 流れ           |
|-----------|--|---|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書  | 候補者と業者等の中で契約を締結します。                                   | 候補者<br>⇔ 業者等 |
| ②契約の届出    | ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】<br>・ 契約書の写し   | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。                       | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③使用証明書の交付 | ・ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】  | 候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を交付します。    | 候補者<br>→ 業者等 |
| ④費用の請求    | ・ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】<br>・ 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】<br>・ 請求内訳書(ハイヤー・タクシー方式) 【別紙1】 | 業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 業者等<br>→ 市選管 |
| ⑤支払い      | —  | 市選管が業者等へ直接支払います。                                      | 市選管<br>→ 業者等 |

(2) 自動車の借上げ、燃料、運転手を個別に契約 [レンタル方式] の場合

| 手続きの順序    | 関係書類   | 内容説明  | 流れ           |
|-----------|--|---|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書  | 候補者と業者等の中で契約を締結します。                                   | 候補者<br>⇔ 業者等 |
| ②契約の届出    | ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号(その1)】<br>・ 契約書の写し   | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。                       | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③使用証明書の交付 | ・ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】  | 候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を交付します。    | 候補者<br>→ 業者等 |
| ④費用の請求    | ・ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】<br>・ 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】<br>・ 請求内訳書(自動車の借入れ方式) 【別紙2】 | 業者等は、候補者が交付した「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 業者等<br>→ 市選管 |
| ⑤支払い      | —  | 市選管が業者等へ直接支払います。                                      | 市選管<br>→ 業者等 |

### (3) 選挙運動用自動車（燃料代）の場合

| 手続きの順序    | 関係書類   | 内容説明   | 流れ           |
|-----------|--|--|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書  | 候補者と業者等の間で契約を締結します。  | 候補者<br>⇔ 業者等 |
| ②契約の届出    | ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】<br>・ 契約書の写し   | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。  | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③確認申請書の提出 | ・ 自動車燃料代確認申請書 【様式第2号（その1）】   | 候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「自動車燃料代確認申請書」を市選管へ提出します。                           | 候補者<br>→ 市選管 |
| ④確認書の交付   | ・ 自動車燃料代確認書 【様式第3号（その1）】   | 市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「自動車燃料代確認書」を交付します。                          | 市選管<br>→ 候補者 |
| ⑤確認書の提出   | ・ 自動車燃料代確認書（市選管が候補者へ交付する書類）  | 候補者は、市選管から交付された「自動車燃料代確認書」を業者等へ提出します。                                      | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑥使用証明書の交付 | ・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号（その2）】  | 候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を交付します。                          | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑦費用の請求    | ・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号（その2）】<br>・ 自動車燃料代確認書 【様式第3号（その1）】<br>・ 請求書（燃料） 【様式第7号（その1）】<br>・ 請求内訳書（燃料） 【別紙3】<br>・ 給油伝票の写し◎ | 業者等は、候補者から受け取った「自動車燃料代確認書」、「選挙用自動車使用証明書（燃料）」、「給油伝票の写し」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 業者等<br>→ 市選管 |
| ⑧支払い      | —  | 市選管が業者等へ直接支払います。   | 市選管<br>→ 業者等 |

#### [補足]

- ④ 選挙運動期間中に使用した燃料代が公費負担の対象となるか市選管の確認を受けてください。
- ⑤ 市選管が申請金額を確認して発行する「自動車燃料代確認書」を契約の相手方である燃料供給業者に提出してください。

#### ◎給油伝票（写しが必要です）

燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車のナンバー、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、給油の際に受領したものになります。

#### (4) 選挙運動用自動車（運転手の報酬）の場合

| 手続きの順序    | 関係書類  | 内容説明  | 流れ           |
|-----------|---|---|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書   | 候補者と運転手の間で契約を締結します。                                 | 候補者<br>⇔ 運転手 |
| ②契約の届出    | ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】<br>・ 契約書の写し  | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。                     | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③使用証明書の交付 | ・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号（その1）】   | 候補者は、運転手を使用した実績を証明するため、「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を交付します。  | 候補者<br>→ 運転手 |
| ④費用の請求    | ・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号（その3）】<br>・ 請求書（運転手）： 【様式第7号（その1）】<br>・ 請求内訳書（運転手） 【別紙4】 | 運転手は、候補者が交付した「選挙運動用自動車証明書（運転手）」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 運転手<br>→ 市選管 |
| ⑤支払い      | —   | 市選管が運転手へ直接支払います。                                    | 市選管<br>→ 運転手 |

#### 《自動車の借入れに関するQ&A》

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q2 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A2 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。  
※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q3 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A3 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。  
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか？

A4 公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象になりません。2人目の運転手の報酬については、労務者として報酬を支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

Q5 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

A5 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業としている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

### <選挙運動用ビラ作成料>

選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを次の枚数と限度額内において頒布することができます。

|      |               |                 |
|------|---------------|-----------------|
| ビラ枚数 | 市長選挙 16,000 枚 | 市議会議員選挙 4,000 枚 |
|------|---------------|-----------------|

※選挙運動用ビラを頒布する前に「選挙運動用ビラ届出書」（様式第1号（その2））とビラの見本1枚を市選管に提出してください。ビラを確認後、証票を交付します。

| 手続きの順序    | 関係書類  | 内容説明   | 流れ           |
|-----------|---|--|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書   | 候補者と業者等の間で契約を締結します。                                      | 候補者<br>⇔ 業者等 |
| ②契約の届出    | ・ ビラ作成契約届出書<br>【様式第1号（その2）】<br>・ 契約書の写し   | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。                          | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③確認申請書の提出 | ・ ビラ作成枚数確認申請書<br>【様式第2号（その2）】   | 候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ビラ作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。         | 候補者<br>→ 市選管 |
| ④確認書の交付   | ・ ビラ作成枚数確認書<br>【様式第3号（その2）】   | 市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ビラ作成枚数確認書」を交付します。        | 市選管<br>→ 候補者 |
| ⑤確認書の提出   | ・ ビラ作成枚数確認書<br>(市選管が候補者へ交付する書類)   | 候補者は、市選管から交付された「ビラ作成枚数確認書」を業者等へ提出します。                    | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑥作成証明書の交付 | ・ ビラ作成証明書<br>【様式第5号】  | 候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「ビラ作成証明書」を交付します。                  | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑦費用の請求    | ・ ビラ作成証明書 【様式第5号】<br>・ ビラ作成枚数確認書<br>【様式第3号（その2）】<br>・ 請求書（ビラの作成）<br>【様式第7号（その2）】<br>・ 請求内訳書（ビラの作成）<br>【別紙5】 | 業者等は、候補者から受け取った「ビラ作成枚数確認書」、「ビラ作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 業者等<br>→ 市選管 |
| ⑧支払い      | —   | 市選管が業者等へ直接支払います。   | 市選管<br>→ 業者等 |

【補足】

- ③ 選挙運動用ビラの作成枚数が公費負担の対象となるか市選管の確認を受けてください。
- ⑤ 市選管が申請枚数を確認して発行する「ビラ作成枚数確認書【様式第3号（その2）】」を契約の相手方である業者に提出してください。
- ⑥ 実績に基づき作成し、契約の相手方である業者に提出してください。

## ビラの頒布方法、規格、法定記載事項

### 1. 頒布方法

ビラの頒布方法については、新聞折込み及び当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所における頒布に限られます。

このビラは、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。

### 2. 規格

ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cmを超えてはなりません。

### 3. 法定記載事項

ビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の住所・氏名（法人にあっては名称）を記載しなければなりません。

## 《選挙運動用ビラの作成に関するQ & A》

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとは、どのようなポスターですか？

A1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費の対象です。

Q2 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A2 例えば、双方の作成枚数からデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別する必要があります。このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A3 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

## <選挙運動ポスター作成料>

市選管が設置するポスター掲示場（256箇所）に選挙運動用ポスターを掲示することができます。なお、ポスター掲示場数分のポスター作成経費について公費負担の対象となります。

| 手続きの順序    | 関係書類   | 内容説明   | 流れ           |
|-----------|--|--|--------------|
| ①有償契約の締結  | ・ 契約書  | 候補者と業者等の間で契約を締結します。  | 候補者<br>⇔ 業者等 |
| ②契約の届出    | ・ ポスター作成契約届出書<br>【様式第1号（その3）】<br>・ 契約書の写し  | 候補者は、市選管へ契約書の写しを添付し、その内容を届け出ます。                              | 候補者<br>→ 市選管 |
| ③確認申請書の提出 | ・ ポスター作成枚数確認申請書<br>【様式第2号（その3）】  | 候補者は、公費負担の対象となるものの確認のため、「ポスター作成枚数確認申請書」を市選管へ提出します。           | 候補者<br>→ 市選管 |
| ④確認書の交付   | ・ ポスター作成枚数確認書<br>【様式第3号（その3）】  | 市選管は、公費負担の限度額の範囲内であることを確認し、候補者へ「ポスター作成枚数確認書」を交付します。          | 市選管<br>→ 候補者 |
| ⑤確認書の提出   | ・ ポスター作成枚数確認書<br>【様式第3号（その3）】  | 候補者は、市選管から交付された「ポスター作成枚数確認書」を業者等へ提出します。                      | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑥作成証明書の提出 | ・ ポスター作成証明書<br>【様式第6号】   | 候補者は、業者等へ使用した実績を証明するため、「ポスター作成証明書」を提出します。                    | 候補者<br>→ 業者等 |
| ⑦費用の請求    | ・ ポスター作成証明書【様式第6号】<br>・ ポスター作成枚数確認書<br>【様式第3号（その3）】<br>・ 請求書（ポスターの作成）<br>【様式第7号（その3）】<br>・ 請求内訳書（ポスターの作成）<br>【別紙6】 | 業者等は、候補者から受け取った「ポスター作成枚数確認書」、「ポスター作成証明書」を添付して、市選管へ請求書を提出します。 | 業者等<br>→ 市選管 |
| ⑧支払い      | —  | 市選管が業者等へ直接支払います。   | 市選管<br>→ 業者等 |

[補足]

- ③ 選挙運動用ポスターの作成枚数が公費負担の対象となるか市選管の確認を受けてください。
- ⑤ 市選管が申請枚数を確認して発行する「ポスター作成枚数確認書【様式第3号（その3）】」を契約の相手方である業者に提出してください。
- ⑥ 実績に基づき作成し、契約の相手方である業者に提出してください。

## 選挙運動用ポスター掲示場、規格、法定記載事項

### 1. 掲示場所

選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置する掲示場1箇所につき1枚を掲示することができます。その他の場所には、一切掲示することはできません。

### 2. 規格

選挙運動用ポスターの大きさは、縦42cm、横40cmを超えてはなりません。

※R8.1.1 改正（改正前：長さ42cm・幅30cm 以内）

### 3. 記載内容

ポスター表面に候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

また、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

### 4. 法定記載事項

選挙運動用ポスターには、表面に掲示責任者及び印刷者の住所・氏名（法人にあっては名称）を記載しなければなりません。

## 《選挙運動用ポスターの作成に関するQ&A》

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？

A1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示する選挙運動のために使用するポスター」が公費の対象です。

Q2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります）。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

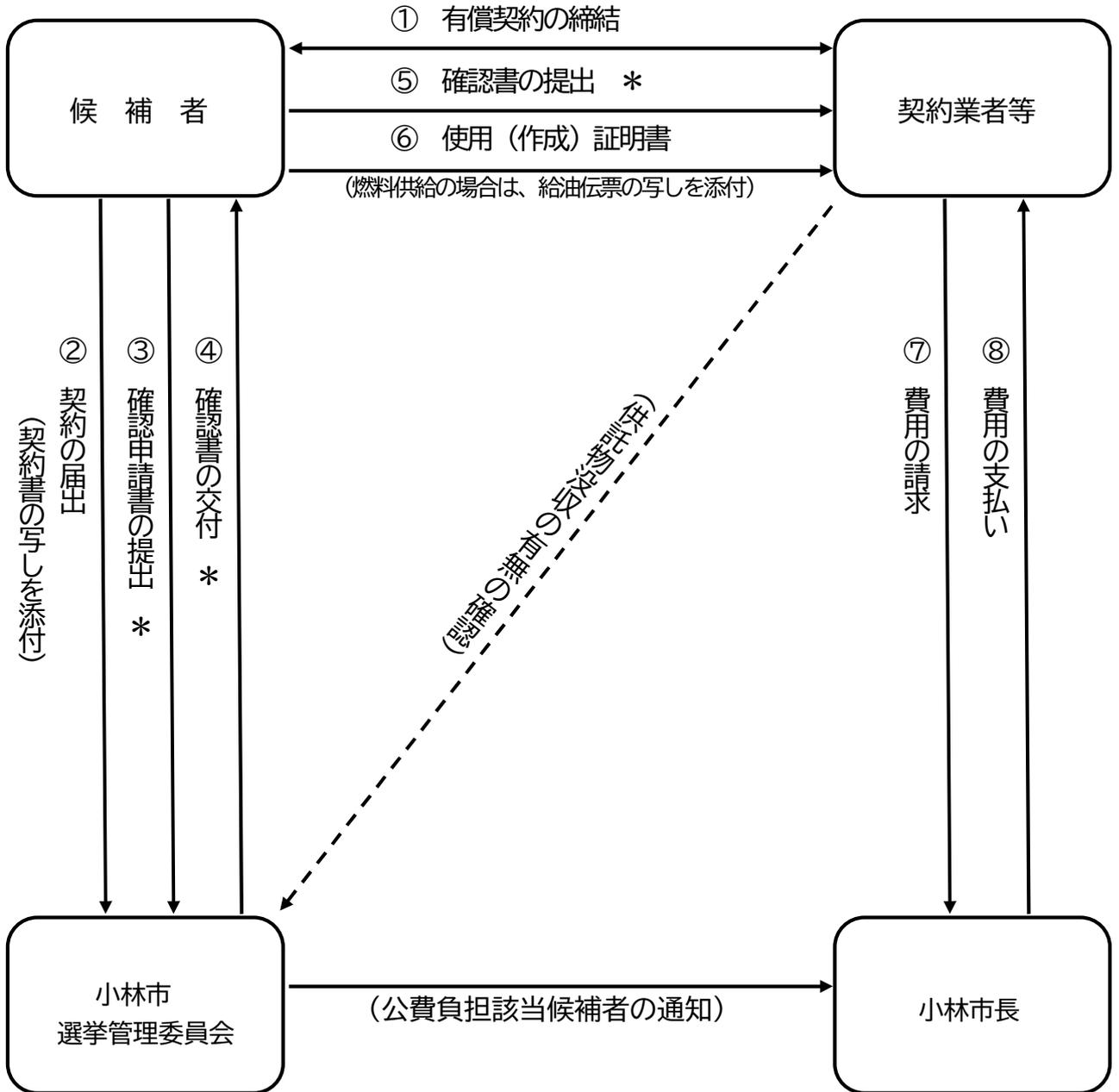
A3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【選挙公営制度の手続 フローチャート】



\* 印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要です。